

## 羽島市太陽光発電設備等設置事業費補助金 交付申請の手引き

### 1 対象者

市内の自ら居住する住宅敷地内に「太陽光発電設備」及び「蓄電池」を設置する者

#### 主な条件

- 固定買取価格制度による売電をする方(FIT等の認定を受ける方)は対象となりません
- 自己託送をする方は対象となりません。  
【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う。
- 国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。  
※ただし県が今年度実施しています太陽光発電共同購入事業は対象となります。  
(<https://group-buy.jp/solar/gifu/home>)
- 発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。(自宅兼工房などの併用住宅の場合は30%以上を家庭で消費すること)
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- 羽島市税その他市に属する債権の滞納がある方は対象となりません。
- 設備設置によって得られる環境価値(温室効果ガス削減により生まれる価値)は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります。(売電した分の価値は設置者のものときません)
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません。

#### 注意事項

- 補助金の交付回数は住宅1戸につき、1回が限度となります。
- 必要に応じて現地調査をする場合があります。
- 以下の場合、補助金の交付決定の取り消し、補助金の返還を求める場合があります。
  - ・書類に虚偽があった場合
  - ・不正な手段による申請があった場合
  - ・補助金交付要綱、法令等に違反した場合

### 2 対象となる設備

(1)太陽光発電設備

(2)蓄電池((1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限りです。)

#### 主な条件

- 原則として、市の交付決定通知日後に事業に着手したものが対象となります。
  - ・契約日が事業着手日となります。
  - ・工期が間に合わない等のやむを得ない理由があれば、令和6年4月1日以降、市の交付決定前に事業に着手した場合でも対象となります。対象となるか判断に疑義がある場合はお問い合わせください。

(注)令和6年4月1日以前に既に事業に着手された方は対象とはなりません。

- 令和7年1月31日までに事業を完了してください。
  - ・事業が完了するとは、設置工事が終わり、お金のお支払いが済み、太陽光発電設備、蓄電池の所有権が設置工事業者から申請者に移り終わっている状態を指します。
  - ・設置工事完了後、工事代の支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります。
- 中古品、リース設備は対象となりません。
- 補助金の対象となる総事業費を明記する必要があります。必要に応じて事業費の内訳表(任意様式)を合わせて提出ください。
- 商品化され、導入実績があるものが対象となります。
- エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減に効果がある設備が対象となります。既存の設備の更新など、実質的に削減効果がない場合は対象となりません。増設の場合は、増設部分のみ対象となりえますが、既存部分の使用状況によっては対象とならない場合があります。(例:既存の太陽光発電がFIT制度の認定を受けている)
- 太陽光発電設備はソーラーカーポート等、対象住宅敷地内であれば屋根以外の場所での設置も対象となりますが、「パネル(モジュール)のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置は対象外となります。
- 蓄電池は15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下のものに限り。
- 別添の「蓄電池仕様」に該当していることが条件となります。

### 3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備(補助の対象は5kWまで)

- 7万円/kW(※1kW当たりの工事費が7万円未満の場合はその工事費となります)

※kWは最大出力を意味しており、パネル(モジュール)とパワーコンディショナーの能力が異なる場合は、低いほうの数値となります。

(2) 蓄電池(15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下ものに限る・補助の対象は5kWhまで)

- 蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額

※5kW(h)以上の設備を設置した場合の補助金は5kW(h)に相当する額までが対象です。

#### 補足

- ・補助対象事業費の判定は別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考ください。
- ・kWは太陽光発電設備は小数点以下端数切捨、蓄電池は小数点第2位以下端数切捨となります。
- ・蓄電池の対象条件になります15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下とは、小数点第2位以下端数切捨した値での1kWhあたりの金額となります。15.5万円より金額が上回る場合は対象となりませんのでご注意ください。
- (例)
  - ・補助金額は1,000円未満切捨となります。

#### 4 申請について

太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください。

##### 配布場所

- ・ホームページ(<http://www.city.hashima.lg.jp/0000015034.html>)より
- ・市役所生活環境課

##### 提出先

市役所生活環境課 郵送又は持参 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

##### 提出期限

令和 6 年 12 月 23 日(月)(郵送の場合、同日必着)

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

その際はホームページにてお知らせします。

##### 添付書類について

###### ○見積書等

- ・別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に補助対象事業費がわかるよう必要に応じて内訳表(任意様式)と合わせて提出ください。
- ・既に契約、工事を着手している場合は契約書の写しを提出してください。

###### ○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください。
- ・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください。

###### ○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様分かる資料を付けてください。

###### ○誓約書

- ・別添誓約書を確認のうえ提出してください。
- ・施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください。  
(ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。)

###### ○発電電力の消費量計画書

- ・任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。必要に応じて別添「電力消費計画書(例様式)」をご活用ください。
- ・増設の場合は、増設した設備で発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。計画書にその旨が確認できるようにしてください。

###### ○住民票

- ・新築等で申請時には、対象地住所に住んでいない場合は、実績報告書提出時に対象地住所が記載された住民票を提出する旨を誓約書に記載し、随時提出してください。

- ・自らが居住する住宅が対象となります。別荘などのように、住民票住所と対象地住所が一致しない場合は補助対象外となります。

○完納証明書

- ・羽島市税の完納証明書を提出してください。

○委任状

- ・事業者等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください。

**その他**

- やむを得ない理由により既に事業を着手している場合は、申請書にその理由をご記入ください。
- 申請書書類は返却されません。(取り消しの場合含む)控えが必要な場合は事前にコピーをとり、保管いただくようお願いします。
- 提出された書類の内容により現地調査、納税確認等を行うことがあります。ご了承ください。
- 申請書提出後、1～2 週間を目安に交付決定通知書を送付します。4月1日以降遡って既に事業着手している場合を除き、事業の開始は交付決定通知以降となります。余裕を持って提出いただきますようお願いします。

5 補助金(変更・中止・取下)承認申請書について

- 交付決定後に交付申請の内容変更したとき、事業が中止となったとき、補助金の交付を取下するときは速やかに補助金(変更・中止・取下)承認申請書を提出してください。
- 承認申請後、市で審査を行い概ね1～2週間程で補助金(変更・中止・取下)承認通知書を送付します。
- 補助金事業完了予定年月日の変更は、当初日よりも前に補助金変更承認通知書を受ける必要がありますので、ご注意ください。なお、完了予定日が7日を超えない範囲での工期変更は提出不要です。

**提出先**

市役所生活環境課 郵送又は持参 午前 8 時 30 分から午後5時 15 分まで

6 実績報告について

太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出してください。

**提出先**

市役所生活環境課 郵送又は持参 午前 8 時 30 分から午後5時 15 分まで

**提出期限**

事業が完了次第、速やかに提出してください。

提出期限は令和 7 年 1 月 31 日(金)までとなります。2 月以降の提出は認められません(郵送の場合、同日必着となります。)

(注)一般的には、設備の引渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります。速やかに提出の目安としては、30日以内の提出をお願いしております。

#### 添付資料について

##### ○契約書の写し

- ・補助対象事業費がわかるよう必要に応じて内訳書を作成し、合わせて提出してください。
- ・交付申請時に既に提出済の場合は不要です。

##### ○領収書の写し

- ・銀行振込の場合は、請求書(振込口座の記載のあるもの)の写し及び振込書の写しも可としますが、領収書については別途徴収・保管をお願いします。
- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料(任意様式)を提出してください。
- ・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

##### ○対象設備の保証書及び取扱い説明書の写し

- ・申請時に提出した「カタログ」等と実績報告時に提出する「保証書」「取扱い説明書」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。
- ・確認に必要なページのみ提出していただいても構いません(表紙、裏表紙等は省かないでください。)
- ・別添蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリストも活用してください。

##### ○電力会社との接続契約書・売(買)電契約書(特定契約書)等の写し

- ・売電に関する契約書を提出してください。(売電しない方は不要)
- ・電力会社が中部電力ミライズ、ではなく中部電力パワーグリッドの場合、FIT の認定を受けている可能性があります。その場合、補助対象外となりますので契約内容を充分確認いただきますようお願いいたします。

##### ○設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工後)

- ・カラー写真となります。設置場所が交付申請後に変更された場合も施工前の写真が必要です。撮り忘れにご注意ください。

##### ○申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください。

(例)電力消費計画が変更となった。

## 6 その他

- 交付申請および実績報告の受付は、確認のためお時間を長くいただきます。来庁いただく際は、時間にゆとりを持ってお越しいただきますよう、ご協力をお願いします。
- 受付後、内容疑義、書類不備等により市役所より電話する場合があります。その場合は、申請書に記載されております工事施工者様に連絡いたします。予めご承知ください。
- 法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管

理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に財産処分承認申請書を市へ提出してください。(天災等の場合は事後提出となります。)

- 一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。